

令和4年12月玉川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年12月12日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

出席議員（11名）

1番	須藤安昭君	2番	林芳子君
3番	小針竹千代君	4番	石井清勝君
5番	渡邊一雄君	6番	小林徳清君
7番	大和田宏君	8番	飯島三郎君
10番	三瓶力君	11番	塩澤重男君
12番	須藤利夫君		

欠席議員（1名）

9番 西川良英君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 大越健一 主 事 小湊拓也

説明のため出席した者の職氏名

村 長	石森春男君	副 村 長	須釜泰一君
教 育 長	鈴木文雄君	総 務 課 長	須田潤一君
企画政策課長	小針武彦君	住民税務課長 兼会計管理者	車田ヨシ子君
健康福祉課長	曲山知賀子君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	塩田 敦君
地域整備課長	高林浅輝君	教 育 課 長	坂本 敬君
公 民 館 長	小針達夫君	遊 水 地 対 策 室 長	溝井浩一君

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11人です。

欠席通告議員は、9番、西川良英君です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。

◎一般質問

○議長（須藤利夫君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

◇ 須 藤 安 昭 君

○議長（須藤利夫君） 1番、須藤安昭君の発言を許します。

1番、須藤安昭君。

[1番 須藤安昭君登壇]

○1番（須藤安昭君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、さきに通告をしておきました内容について質問をいたします。

まず、1点目、マイナンバーカード交付率向上について。

マイナンバーカードの交付が進んでいません。必要があるもの、メリットのあるものであ

れば普及するものと思われます。もともとマイナンバーカードの取得は任意であるとしたにもかかわらず、国では、普及率を上げるためマイナポイントを付与し、健康保険証をなくしてマイナンバーカードに集約し、さらには運転免許証も一体化する計画であり、普及率の低い市町村には地方交付税を減額するとの検討も行われています。カード内 I C チップから健康、病歴、投薬情報を含む個人情報の漏えいへの心配や不安だとの声がある中で、国民感情を無視して強行しようとしております。

国の施策であり、村も苦勞していると思いますが、村民の疑問、不安を払拭し、交付率向上を図るため、次の 6 点について質問します。

1、マイナンバーカードの目的、国民のメリットは何か。

2、マイナンバーカードの交付を受けないことによる具体的な不都合は何か。

3、玉川村の直近の交付率、分母となる対象者は何歳からなのか伺います。

4、情報漏えいの危険はないのか伺います。

5、紛失、盗難、暗証番号忘れ、再発行等の対応について伺います。

6、交付率に応じた地方交付税、デジタル関連交付金の配分率はどのくらいになるのか伺います。

次に、2 点目、遊水地利活用計画の進捗について。

遊水地計画は、村民に寄り添った対応をすると以前より答弁があります。特に、移転対象者、農地、ハウスを失う方の意向には 100% 対応してほしいと思います。

少し不安に感じているのは、遊水地内の管理、利活用の問題です。国では、地域の声を聞く場を設けて検討を進める、村では、国の動向を見ながら、適切な時期に必要な要望をするとの姿勢ですが、1 年以上、何も進んでいないと見受けられます。地権者に限らず、玉川村の将来に関わる課題です。子孫に禍根を残さない対応が必要です。この 1 年間の利活用についての活動内容と、今後の進め方について伺います。

3 点目、5 期目の村長選出馬の所信について。

来春 4 月は、4 期 16 年の石森村長の任期満了となります。課題が山積している中、5 期目の玉川村政を期待する声があり、次の 2 点について伺います。

1、令和 5 年度の予算編成の基本方針及び重点施策は何か伺います。

2、5 期目の村長選出馬への所信を伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 1番、須藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のマイナンバーカードの目的、国民のメリットにつきましては、マイナンバーカードは、行政手続等における特定の個人を識別するために個人に付番された12桁の番号、いわゆるマイナンバーが裏面に記載されているカードであります。メリットといたしましては、カード1枚で本人確認もマイナンバーも確認できること、役場の閉庁時においても、コンビニで各種証明書が取得できること、12月までに申請した方にマイナポイントが付与されること、オンラインで行政手続ができることなど、各種行政手続がよりスムーズになり、国民の利便性、行政の効率化が図られること等が挙げられます。

2点目のマイナンバーカードの交付を受けないことの具体的な不具合につきましては、マイナンバーカードの申請は義務ではありませんが、1点目で答弁しましたメリットが享受できないことや、今後、保険証、運転免許証との一体化なども検討されており、国がカードを使用して行う各種施策の利用時に、スムーズな行政サービスが受けられないなどの不具合が想定されるところであります。

3点目の直近の交付率、分母となる対象者につきましては、総務省において、全国の市町村の毎月月末時点でのマイナンバーカードの交付率を公表しており、直近の交付率は、令和4年10月末現在で、県平均を上回る47.2%となっておりますが、今後とも、一人でも多くの村民の皆さんが申請を行い、マイナンバーカードが交付されるよう積極的に周知しながら、丁寧寄り添い、必要とするサポートを行うなど、様々な方策を講じてまいりたいと考えております。また、分母となる対象者については、総務省のルールにより定められており、基本的に1月1日現在の住民基本台帳上の人口となっております。

4点目の情報漏えいの危険につきましては、マイナンバーカードのICチップ内には、地方税情報や年金給付関係など特定個人情報となるプライバシー性の高い個人情報は記録されておらず、利用に際しても暗証番号が必要となるなど、情報漏えい防止には十分対応したカードとなっているものと認識しております。また、マイナンバー制度においては、制度、システム両面で様々な安全管理措置を講じ、さらには、独立性の高い第三者機関である個人情報保護委員会が監視、監督を行い、故意にマイナンバーを含む個人情報の提供や使用があれば厳しい罰則が適用されるなど、所有者が安全安心に使用できる対策を講じております。

5点目の紛失、盗難、暗証番号忘失、再発行等への対応につきましては、マイナンバーカードの交付の際に、特に力を入れて皆さんにお知らせしておりますが、紛失、盗難の際は、マイナンバーカード機能停止の手続、警察に遺失物、盗難届の提出、村へ届出をしていただくよう注意しております。また、暗証番号を忘れた場合や再発行についても、役場や行政センターの窓口で対応しておりますので、交付の際にその旨を周知しております。

6点目の交付率に応じた地方交付税、デジタル関連交付金の配分率につきましては、11月22日開催された政府の経済財政諮問会議において、総務大臣がマイナンバーカード交付率の普通交付税算定への反映について検討することを説明したとの情報を得ておりますが、具体的な内容については示されておられません。また、デジタル田園都市国家構想交付金の配分については、9月に岸田首相が、取得率が一定水準であることを交付金の申請条件とする意向を示しておりますが、こちらについても具体的な内容は示されておられませんので、今後の動向を注視するとともに、マイナンバーカードのさらなる取得率向上を目指し、周知も含め、引き続き積極的に取り組んでまいります。

次に、遊水地の利活用についての1年間の活動内容と今後の進め方についてであります。遊水地は、河川管理者である国土交通省で管理することになりますが、本年4月に3町村長連名で福島河川国道事務所長に対し、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの推進に伴う遊水地群整備事業に関する要望書を直接提出し、平時における遊水地の有効な利活用について、早急に国のスケジュールと方針等を具体的に示すよう要望を行っており、福島河川国道事務所において、遊水地完成後の遊水地内の利用計画を策定するに当たり、現在、地元の意向等を聴く組織づくりに着手した旨、報告を受けております。

村といたしましても、遊水地完成後の平時における有効な利活用について検討を行うために、今年度は、今までに整備された地役権方式による遊水地内の農用地の耕作状況や、全面買収方式による遊水地内の土地利用について調査を行いながら、様々な遊水地の利活用調査を行っております。今後は、平時における利活用方法等について、村民の皆さんの声をお聞きしながら、地域振興などにもつながるよう国としっかり協議を行うためにも、地域住民や有識者、関係行政機関を含めた中で、遊水地内利活用を検討する委員会等の設置を検討してまいりたいと考えております。

次に、令和5年度予算編成の基本方針並びに重点施策につきましては、予算編成の基本方針については、令和5年度の予算編成に当たっては、第6次玉川村振興計画後期基本計画に基づき、「未来（あす）が輝く村づくり“元気な”たまかわ」の実現に向けて、子ども・子

育て支援対策、少子高齢化対策、移住定住対策、産業振興対策、住民福祉向上推進のための施策について、村民ニーズを的確に捉え、めり張りの利いた予算編成を行うとともに、原油価格の上昇や円安によるエネルギー、食料品等の物価高騰による村民生活に及ぼす影響等を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動との両立を実現するための取組をしっかりと講じてまいります。

また、近年頻発、激甚化している自然災害に備え、国土強靱化対策やインフラ施設等の防災力を強化する取組を推進するほか、デジタルによる社会変革への対応やグリーン化の推進など、国や県の動きを踏まえた切れ目のない対策に積極的に取り組んでまいります。

さらに、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにおける遊水地群整備計画についても、村民の皆さんの意見や思いを尊重し、村民に寄り添いながら、国や県等との調整、協議を行うとともに、新たな制度構築も含め、必要な支援等について、国をはじめとする関係機関に要望等を行うなど、流域治水対策に全力で取り組んでまいります。

重点施策については、現在、各課において予算を作成中でありますので、具体的なことは申し上げることはできませんが、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、給食費助成事業の継続や認定こども園の充実をはじめとした子ども・子育て支援事業の一層の充実、すがまプラザの校庭を活用した住環境の整備、村道中-16号、中-17号線及び南-50号線の整備促進、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにおける遊水地群整備事業への対応、農業集落排水施設整備事業及び上水道未普及地域解消事業等の主要事業にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5期目の村長選出馬の所信についてであります。村長選への出馬につきましては、私は平成19年に、多くの皆さんの村民の皆さんのご支援を賜り、当選の榮に浴して以来、今日まで4期16年間にわたりまして、村民の皆さんや後援会の皆さん、議員各位のご支援、ご協力を賜り、村長を務めさせていただき、厚く感謝を申し上げます。

改めて16年を振り返りますと、1期目の4年間は、財政再建に主眼を置いた任期でありました。実質公債費率が22.8%という、県下ワースト3からの脱却を至上命題と捉え、精いっぱい務めてまいりました。

2期目の平成23年には、東日本大震災と福島第一原発事故という複合災害が発生し、さらには、1級河川である阿武隈川の堤防が台風15号豪雨により2か所決壊するという未曾有の被害をもたらしたことから、その対応、復旧復興に向けて鋭意努力してまいりました。

3期目の4年間は、基金の積立てを行うなど財政再建に取り組み、その結果、自主財源に

もある程度活用の見通しができたことから、生活環境施設の整備や人口減少対策、子ども・子育て支援対策など独自の事業を展開することができました。

4期目は、台風19号の大雨による阿武隈川堤防決壊及び越水による甚大な被災の復興に全力で当たりました。また、新型コロナウイルス感染症への対応については、村内医療機関の協力をいただき、ワクチンの集団接種等の対応策を的確に進めております。さらには、人口減少対策のための交流人口、関係人口の増加を目指して、たまかわ観光交流施設「森の駅 y o d g e」や職、住、遊、学の間としてすがまプラザを設置することができました。

16年間の任期中は、国や県の様々な交付金や補助金の活用等について、常に情報収集や調査研究を徹底し、積極的に対応を図り、村民福祉の向上並びに活力ある村づくりに向けた村政運営を行ってきたと考えております。今後は、国が推進している遊水地群整備事業への対応や農業集落排水事業の玉川地区の推進をはじめ、未給水区域の解消を図るための上水道整備事業、かわまちづくり事業の推進などハード事業が控えておりますので、第6次玉川村復興計画後期基本計画の下、まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つのプロジェクト事業の展開による村づくりのための予算編成作業に向けて集中してまいります。

5期目の出馬につきましては、村政に課せられた問題や課題の責務を考えたとき、新しい感覚や改革を取り入れて、新たな視点で行政を推進することが今後の村づくりに大事であると思いますので、健康や自分の体力、気力、感性を考慮し、後援会と相談させていただき、後進に道を譲ることが選択の道であると考えております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 順を追って再質問をさせていただきます。

まず、マイナンバーカードについてであります。国の施策にもかかわらず、丁寧な答弁をありがとうございました。直近では47.2%ということですが、これはマイナポイントの効果が大きかったのかなと思いますけれども、マイナポイントによる申請の申請率のアップ分はどのくらいなのか、把握されていればお知らせいただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 住民税務課長、車田ヨシ子君。

○住民税務課長兼会計管理者（車田ヨシ子君） ただいまの1番、須藤議員の質問でございますが、マイナポイントに係る交付率のアップ分はどの程度でしたかとのご質問ですが、一応、当初9月末まで申請された方が、マイナポイントの付与対象となっております。毎月、申請しているか資料をまとめているのですが、9月末で申請された方は259件で、例月の1.5倍

ほど申請をされた方がいらっしゃいました。ただ、これが全てマイナポイントの効果なのかというところは、まだ分析できておりませんが、マイナポイントに係る影響で申請された方が増えたというふうに確認はしております。

ただ、今回、延長になりまして、12月末まで申請された方が対象になっているということで、今月も担当のほうでは、もっと村民の方に申請していただけるよう対応をしているところでございます。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 分かりました。マイナポイントの締切りが迫っておりますので、より一層の広報活動をお願いしたいなと思います。

次に、遊水地地活用について再質問をさせていただきます。先ほどの答弁の内容と重複するかもしれませんが、その部分においては重複した答弁でも結構ですので、よろしくお願ひしたいなと思います。

議会のほうでは、遊水地整備事業玉川村議員協議会を発足させ、幅広い活動をスタートさせました。村においても、村民はもとより、有識者によるワーキングチームであるべき姿を描き、国へ要望すべきと思いますが、村長の考えはいかがですか、お願いします。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 1番、須藤議員のご質問でございますけれども、当然のことというふうに思っておりますけれども、議員もご承知のとおり、具体的に用地の価格等の説明がされて、それがまだこれで決定というふうな部分でもございませぬので、そして、また補償関係についても、現在、各地区に入って調査研究しておって、今後その補償の価格等についても説明をなされるというふうに聞いておるのでございますけれども、今後、国からそういう説明が、今月はもう無理なので来月というふうな話も内々には聞いていますけれども、そういう価格が出て、果たして村民が、あるいは農家の方が移転しなくてはならない方が、それで十分納得ができるのだかどうか、それは十分、住民と一緒に村も寄り添いながら、あるいは3町村で連携を図りながら対応していきたいと思っておりますので、ぜひ村民の皆さんあるいは議会議員の皆さんにもいろんな声をいただいて、それに基づいて今後対応していきたいと思っております。基本的には思っていますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 次に、令和5年度、来年度の重点施策につきましては、大きなプロジ

ェクト事業がめじろ押しであるということが理解できました。将来を見据え、交流人口、関係人口の増加、あるいは移住定住の促進は大変重要であると、そのようには感じております。

一方、住民が困っている事柄に対しても、きちんと丁寧に対応すべきであると思います。例を挙げるなら、その一つの例として、請願案件の実現であります。来年度の請願案件への着手計画はどのようになっているのかお伺いいたします。お願いします。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 1番、須藤議員のお尋ねの点でございますけれども、請願等の採択等につきまして、現時点で把握しているのは三十数件あって、なかなか村民の皆さんの負託に応えられない部分では大変恐縮をしているところでございますけれども、前からお話をさせていただいておりますけれども、道路、水路等の請願、ハード面での請願がほとんどでありますけれども、村としてもなかなか単独事業で実施をするというふうな部分は難しい部分がありますけれども、1年に1か所ぐらいは最低単独でもやりたいというのは、そういう思い入れもございます。

同時に、請願受けた箇所等については、国の補助要件、交付金要件に合うところを選びながら選択して事業を実施しているところでございますけれども、先ほど申し上げましたように、今月がそれぞれ各課で予算要求作業であって、1月に入ってから査定の段階に入りますので、現時点において、この場所でこの事業という部分のお話はできませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 了解しました。1件でも多く要望の実現をお願いしたいなと思います。

次に、5期目出馬の所信についての質問であります。実は、どのような答弁になるのか、1つは総仕上げの5期目への出馬、2つ目は後進に託し勇退するという、その2つのシナリオの再質問を準備してきたところでありますが、先ほどの答弁により、後者の再質問をさせていただきます。

先ほどのお話の中に、4期16年のそれぞれ1期、2期、3期、4期と大変、何と申しますか、波乱万丈と申しますか、その奮闘、努力、さらには実績に対して敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

さて、質問なんです。少子高齢化、人口減少、遊水地問題等、大変難しいかじ取りになると思いますが、後継者についてはどのように考えておられるのか質問をいたします。願

いします。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 1番、須藤議員のただいまのお尋ねの件でございますけれども、後進に道を譲るといふような選択をしたわけでございますけれども、後継者の件につきましては、後援会とも相談をさせていただき、後継者については、特に私のほうからという、そういうお話はしておりませんので、先ほど言いましたように、新しい感覚あるいは新しい改革でもって村政を運営される方が出てきてくれればなというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 現状のところ白紙ということで了解しました。

私はチャンスだと捉えております。というのは、いろんな考え方や能力の持った、特に若い人が2人も3人も手を挙げてもらって理想を語ることによって、玉川村の活性化につながると、そのように思います。その辺については、村長どのお感じになるかお尋ねいたします。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 私も、1番、須藤議員がただいまおっしゃったように、やっぱりあともう、私ももう70過ぎましたので、新しい感覚、それは、あるいは新しい改革を実行するというのは、そういう強い、何というか、精神力を持った方が出てきてくれれば、まず、そういう期待をしているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） ありがとうございます。まだ4か月ありますので、事あるごとに玉川村活性化への、そういった部分でのアプローチもお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（須藤利夫君） これをもって、1番、須藤安昭君の一般質問を終わります。

◇ 林 芳 子 君

○議長（須藤利夫君） 次に、2番、林芳子君の発言を許します。

2番、林芳子君。

〔2番 林 芳子君登壇〕

○2番（林 芳子君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問を改めてお伺いいたします。

項目としては1つなのですが、内容を7点お伺いいたします。

水問題について。

命あるものが生きていく上で絶対に必要とされているものが水であり、どこに行っても蛇口から当たり前のように安心安全を前提として供給されています。ましてや、災害時以外での断水は、現在ほとんどなくなっています。しかし、水道普及率はまだまだ100%にはなっていないのが現状であり、本村においては昭和49年から水道の給水を開始しており、令和元年度の水道普及率は83.9%で、福島県内15村の普及率は89.7%であります。

村の人口増減に関わる問題として、遊水地群整備による住民移転先の水問題、水道未普及地域の水問題に対し、今後どのような方向性を考えているのかについてお伺いいたします。

1つ目、現在、須釜小学校付近の村道において配水管布設替え、古い水道管を新しくする工事が行われており、工事期間は来年1月31日までとなっていますが、この配水管の布設後経過年数、配水管の総延長及び布設替えする距離、今回事業の工事費、この路線の今後の継続はあるのかお伺いいたします。

2つ目、今年度行われている配水管布設替工事は何か所あるのか伺います。また、その配水管は初めての布設替えなのか、何年目での布設替えとなるのか、使われている配水管の管種、ダクタイル鋳鉄管30%、硬質塩化ビニル管50%、石綿セメント管20%など、今後どのような、どの管をメインに交換する予定なのかについてもお伺いいたします。

3番目、平成20年の玉川村地域水道ビジョンによると、村における取水施設、浄水施設、送水施設、配水施設の築造年数は、最も古いもので山小屋取水水源・配水池が昭和63年、配水池の増設が平成9年度、次が奥撫第1水源・配水池、平成2年度と築造後30年以上が経過しており、他の施設についても同等と見受けられますが、それぞれの施設の耐用年数を何年と見て、次の対策はあるのか、また、それに係る費用の捻出はどのようになるのかお伺いいたします。

4点目、今年度の水道ビジョンに4か所、大谷地第1、第2、第3、神ノ前の取水状況に、取水量を抑えているが若干の水位低下傾向が見られるとありますが、どれだけの取水量を抑えての水位低下なのか、また、水位低下傾向が見られたのは東日本大震災後なのか、水位低下傾向に対する今後の対策、水源改修はどのように考えているのかについてもお伺いいたし

ます。

5点目、9月定例会にて四辻新田配水池建設工事請負契約が可決されたことにより、水道未普及地域の解消の一翼になるのかと思われませんが、許可値87立方メートルの賄える世帯は何戸と試算したのか伺います。

6点目、平成27年に厚生労働省で、ここにちょっと付け加えますが生活基盤施設耐震化等交付金が創設され、村でも平成29年に玉川村上水道事業経営戦略（38年度まで）が出され、工事に係り平成31年度までの交付額が下りたが、交付額は全体事業費の何割なのかお伺いたします。また、今後の継続事業の交付額も満額にならないのか、交付額が満額でない場合の村の負担の仕方、水道に関しては、この交付金以外どのようなものがあるかについて伺います。

7点目、遊水地群整備事業による集団移転で、上下水道の整備は必要不可欠のものと考えられるが、移転者が村内に移転したいとなった場合に、水道未普及地域もしくは本管からの引込みの距離が長い場合の上下水道の整備はどのようなになるのかお伺いたします。

以上、7点についてお伺いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 2番、林議員のご質問にお答えいたします。

上下水道を含む水問題についてであります。1点目の現在、須釜小学校付近の村道で行っている配水管布設替工事につきましては、この場所の配水管の経過年数は、昭和47年に布設された塩化ビニル管で、布設後50年が経過しています。配水管の総延長は、上水道給水区域内の総延長で約73.8キロメートルで、今回の布設替えの距離は195メートルとなっております。また、工事費は工事請負額で2,912万8,000円で、この路線の今後の継続工事はなく、今回の布設替えで完了となります。

2点目の今年度実施している配水管布設替えの工事箇所数につきましては、1点目で答弁した須釜小学校付近と川辺公民館付近の2か所になっております。また、配水管は、須釜小学校付近は50年が経過し、今回が初めての布設替えであり、川辺公民館付近は平成4年に初めての布設替えを行い、30年が経過したことから布設替工事を行うこととしております。現在使用している配水管の管種は、いずれも硬質塩化ビニル管ですが、今後は硬質塩化ビニル

管をメインに交換していくこととしております。

3点目の玉川村地域水道ビジョンによる水道施設の耐用年数につきましては、施設の耐用年数は60年で、計画的な維持修繕を行い長寿命化を図ることとしており、現時点で各施設を建て替える予定はありません。したがって、当面は維持補修等の経費のみの支出となります。

4点目の水道ビジョンにおける大谷地第1水源、第2水源、第3水源及び神ノ前水源の水位低下につきましては、現在の運転状況として、計画取水量の七、八割で取水しており、各水源の深井戸の使用年数も長いことから、若干の水位低下が見られるということで明記しております。また、この水位低下は東日本大震災前からのものであり、当面は、これらの水位低下を解消するため、深井戸洗浄や揚水管内部の泥などのスケール除去を行いながら、深井戸の長寿命化に努めてまいります。

5点目の四辻新田地区の水道未普及地域の許可値1日当たり87立方で賄える戸数につきましては、69戸と見込んでおります。

6点目の生活基盤施設耐震化等交付金事業につきましては、これまで平成27年度から平成31年度までの5年間実施しており、交付額は補助対象事業費の3分の1となっております。また、引き続き令和2年度から継続して事業を実施しておりますが、交付額は補助対象事業費の4分の1の交付となります。また、交付額が満額でない場合の村の負担については、企業債の借入れと自己資金で賄うこととなりますが、水道に関しては、この交付金事業以外のメニューがないため、企業債を活用しながら単独工事として施工することとなります。

7点目の遊水地群整備事業による集団移転の上下水道の整備につきましては、移転者がそれぞれ個別に移転するため、まだ、村内のどの地区のどの場所に移転するなどの条件が不明確であり、現時点において答弁できる段階にはございませんが、お一人お一人のご意見をしっかりとお聴きしながら、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、再質問に移らさせていただきます。

須釜小学校付近の配水管布設替えは終わっているようなのですが、今現在、舗装工事が行われているのですが、その工事費も舗装工事費も含まれているのでしょうか。また、含まれている場合に、その舗装工事は幾らなのか教えてください。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 2番、林議員の再質問についてでございますが、須釜小学校付近の現在の工事の舗装工事、こちらは行うのか、また、行っていれば金額が幾らかという質問でございますが、この舗装工事につきましては、まず配水管を布設替えして仮復旧というところで工事を一時終わらせてまして、道路の沈下等を考慮しながら、その後に舗装工事をやるということで考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 舗装工事も含まれるということですよ。

○地域整備課長（高林浅輝君） この今の配水管布設替工事の中には含まれてございません。後から舗装工事が発注するというところでございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それは別発注工事という考えでいいんですか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） はい、別発注工事でございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 分かりました。

それでは、次なんです、管種、塩ビ管とか鉄管とかあったのですけれども、その中に石綿管、石綿セメント管なんです、20%ということで、資料を見ても結構玉川村あるんですが、現在、石綿管はもう製造されていないようなんですが、その石綿管を使っている地域はどこになるのでしょうか。また、長期的にはどれくらい残っているのかお願ひいたします。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの林議員の質問ですが、石綿管が現在何メートル残っているのかという質問でございますが、こちら道路に布設しております管につきましては、いろいろな管が布設してあるということでございますが、こちら石綿管につきましては、100%布設替えを完了しているということでございます。

ただ、導水管の中に石綿管が447メートル残っているということでございまして、この場所につきましては、母畑の丈田ポンプ場までの、曲木に行く県道から母畑の丈田ポンプ場までの水を入れる管、そちらの447メートルが残っているということでございまして、そのほかは全て石綿管はない、布設替えを完了しているということでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 細かいようで申し訳ないのですが、一番古いところの浄水場の部分が残っていると見られるんですが、その部分についての布設替えというのは、当面考えているのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの林議員の質問でございますが、一番古い管の布設替えということでございますが、今のところ、その布設替えにつきましては、入替えをする考えはございません。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） もう既に製造されていないものなので、できれば先ほどの答弁のほうで、村のほうとしては硬質塩ビ管のほうにメインを、塩ビ管をメインとして替えていきたいということなので、早急に、できれば早いうちに全部替えていただければ、耐用年数もかなり長くなるのではないかなと思いますので、その辺ご考慮ください。

次に、水道ビジョン、3番目の水道ビジョンにおける取水施設とか、村においては施設が相当あるんですが、それぞれの施設内の清掃、何年ごとにやっているのか、その辺教えてください。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 2番、林議員の質問でございますが、それぞれの施設内の清掃をどれぐらいの頻度でやっているのかということでございますが、こちら上水道施設には、ポンプ場の施設、水源の施設、あとは配水池の施設というところで、かなりの施設があるということでございますが、まず、ポンプ場の施設につきましては、水道の職員でございますが、毎週1回、現場、無人の状況になっている現場を見に行きまして、そこで清掃をしているということで、併せて目視の確認をするということでございます。

また、配水池、こちらの部分も併せて目視で点検するというところでございまして、なお、配水池の中の清掃につきましては3年から5年に1回というところで、その都度、蓋を開けて中の状況を見ながら適切に清掃するというようなところであります。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 水ってとても大事なものなので、3年に1回清掃、掃除をしていると

ということなのですが、そのときにその施設の清掃をしたという報告書を写真つきとかで上げているのですか。ほとんど目視されているようなので、人間の目視でも程度があるのかと思いますので、3年に1度やっているのでしたらば、できれば報告書が上がっているのが本当かなと思うんですけども、写真つきでやっているとか、その辺の報告書については、今まではあったのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの林議員の質問でございますが、配水池の清掃で、点検の報告書があるのかというところでございますが、こちら職員が清掃をするというようなどころではございませんで、業者、専門の業者に中の清掃を委託しているということでございまして、もちろんその中には完成届、清掃の記録、写真が添付されているということで、記録を残してございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） では、その報告書については、写真つきであるということなので、担当課のほうに伺えば、それを見せていただくことはできるということですね。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの林議員の質問ですが、地域整備課の中に来ていただければ、閲覧はできます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 分かりました。

次にですが、浄化させるための薬品についての使用量の上限というものはあるんですか。

それと、もう一つ、水質について、51項目中、毎月やっている検査が9項目あるんですが、毎月ということで、全部の施設が一遍にやるのか、あるいは分けてやっているのか、その辺教えてください。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの林議員の質問2点ほどありましたが、1点目、浄化させるために薬品を使っているということで、その薬品の量はというところでございますが、こちら配水、配水池から配水管を通りまして末端給水栓で0.1ppm以上の次亜塩素、こちらを出すというようなどころで、0.1ppm以上の次亜を出すために注入を調整してい

るということでございます。

2点目の水質検査ということで、毎月やっているのかということ、こちら9項目を1回にやっているのかということでしょうか。一遍にやっているのか、分けてやっているのかということでございますが、こちら分けて各施設ごとに水質検査をやっているということでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、次に、四辻新田のほうの水道未普及地域の解消ということで、69戸が一応賄える世帯であり、試算したのですが、実際に引込みしてもいいという世帯からの希望とかは取ったのですか。それとも、69戸全部に入れる予定になっているのですか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの四辻新田の地区69戸を賄うということで、事前に加入の意思表示を取ってあるのかというようなところでございますが、こちら計画をする時点でアンケートを取りまして、加入の有無のアンケートは取らせていただいております。それを全て加味して69戸というところで、計画をして計上したということでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 69戸ということは、そうすると、この今回この四辻新田の浄水池、浄水場ができることによる一応世帯数は何戸になるのですか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） その69戸分、こちらの世帯が四辻新田地区の未普及地域に解消される全ての世帯なのかという質問だと思いますが、こちら69戸全ての世帯を取り入れているということございまして計上してございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、今回の工事により、本管から申込家庭までの水道管の引込みをしなければならないと思うんですが、一番長い距離の方はどれくらいの長さになるのか。

また、それに係る、本管からの引込線のそれに係る費用については全額個人負担になるのか、また、幾らか村からの補助はあるのか、その辺教えてください。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 2番、林議員の質問でございますが、2点ございますが、1番目、四辻新田地区で引込みをする、される方の一番長い管の延長は幾らかというところでございますが、こちらは69戸全てを、村のほうでどれぐらいの引込みがあるかというようなところは現在把握してございませんので、答弁はできません。

2点目の本管からの引込みの費用、こちらは個人負担が全額なのか、それとも負担はないのかというところでございますが、一般的に上水道事業についての引込みにつきましては、配水管から分岐する給水管の部分、そちらは個人負担でお願いしてございますし、当然、止水栓、メーター器、あとは宅地内に入ってから給水装置の部分の工事費につきましては個人負担というようなところで、現在お願いしており、今の給水区域内でも、工事をしていただいているということでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） そうすると、村からの補助とかはないという、考えてよろしいですか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの林議員の質問ですが、村からの補助金はあるのかということでございますが、補助金はございません。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 先ほどの、本管からの自分の家庭までの引込みの場合の距離がまだ分からないということなんですが、加入状況とかをアンケートで取った場合に、大体長さ的にこのぐらいですよ、ここに本管が通る予定ですよという計画図面とかは多分出していると思うんですが、それによって自分の家はこれぐらいの長さが、お金がかかるのだろうかという事は、それぞれの家庭が計算して申込みをするのかなと思うんですけれども、それが出ていない、答弁ができない状況であるということは、分からないところで、幾らかかるか分からないところに加入を申込みをさせたという考えに見えるのですが、そう捉えてもいいのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの林議員の質問でございますが、個人の家までの引込みのところで、村のほうの把握、延長の把握がされていないのではないかとというようなところですが、ただいまの答弁のとおりでございますが、個人の引込みは個人でお願いをする

というところでありまして、業者から給水工事に関わる工事費の見積りを依頼されて、初めて延長、距離、正確な部分が出るのかと思われまして、配水管本管の位置を各個人さんに情報提供はできますけれども、そちらの見積りを立てていただくのは業者が立てて、後はメーター器の場所とか、止水栓の場所とか、こちら個人でどこに設置するというようなところもございますので、見積りを計画した段階で平面図に表されて延長が、おおよその延長が分かるのではないかと、というようなところがございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 多分、地区の住民の方を集めて説明会をしたと思うんですが、そのときには本管の位置の図面はできていなかったということですか。ここに本管を通しますという形はできると思うんですが、今回、工事のほうも9月の議会で可決されているので、ある程度の管の位置は分かりますよね。そうすると、その前に工事はここを通るという図面はできていないといけないと思うんですが、それによって住民に説明をしていくのが本当かなと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの林議員の質問でございますが、図面が表されて、それを説明しているのかというところでございますが、今年度の工事につきましては2か所発注してございまして、主に県道飯野三春石川線、そちらの2か所の400メートルということで布設を計画しておりますが、事前に今年の工事箇所の見覧板で皆さんに周知してございまして、あわせて、四辻の区長さんのほうにも連絡をして、工事の実施をするというようなことでお願いをしたというところがございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） せっかく長年の計画であった四辻新田の水道未普及地域の解消ができるということなので、もっと住民のほうにも、これ本管の位置とかをきちんとした図面を出していただけたらありがたいと思うので、その辺の説明も、集める、皆さんを集会所に集めるとかは難しいかと思うんですが、見覧とかによってもっと周知させていただければありがたいと思います。

もう一つですが、南須釜の八木地内が未普及地域が結構あるんですが、近くには栗踏石の配水池、丈田ポンプ場とかがあるんですが、本管の延長が、本管がないということで、水道

がここは来ないと、人家が点在していて相当な費用がかかるために無理だということになっているのですが、それぞれの家庭は井戸を掘っているのですけれども、将来的に本管の延長及び井戸を掘っている家庭、ずっと永久的に出るかどうかわからないのですが、そのために、水道が来ないために井戸を掘った場合の補助は、村としては考えているのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 2番、林議員のご質問でございますけれども、水道未普及地域、四辻新田地区には、年数は忘れたけれども、前にどうですかというふうなのやって、ニーズが高かったから、結局、四辻地区に水源を求めて、現在やっているというのが今の状況なんですけれども、八木地区についての未普及地域、確かにありますけれども、そちらからの要望について、まだ村で、欲しいとかなんかという要望を特に強くいただいているわけではございませんので、今、言われました地区については、特に計画的にはしていないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 今のは、各それぞれが個人的に言っていることなのかもしれないも取れるので、その辺については住民の方と話してみたいと思います。

次なんですけど、厚労省での生活基盤施設耐震化等交付金が平成31年度分までので一回終わっているのですが、そのときに玉川村のほうでは、3.4キロ計画と実施されたということで同じ距離が出ていて、全体事業費が2億7,984万4,000円で計上して、実際交付になったのは5,234万8,000円で、これは継続事業として、次の令和6年度までの分としてなっているのですが、全体事業費が2億7,000万で交付額が5,200万ということですが、これはどこの地域の、どこの地域の工事で終わったもので、この金額の差額についてはどのようにしたのかお教えください。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの林議員の再質問でございますが、2億7,000万がどちらの部分であったかというところでございますが、この部分につきましては、平成27年度から31年度までの部分ということで、この議場の場で、ちょっと情報をそこまで収集してございませんので、その2億7,000万の場所が答えられないということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） ちょっと今現在では答えられないとなると、次の項目についても、令

和2年から令和6年度までの事業も継続の一つとして重要給水施設配水管2.7キロ、2番目に飛び地区域更新管路延長6.2キロということで出ておまして、飛び地区域更新管路の延長は21億1,228万6,000円で、交付額が一応決定したのが5億1,540万8,000円なんです。重要施設管については、重要給水施設配水管については2.7キロについては3億6,666万で、交付額が6,800万ということなんです。飛び地については恐らく四辻関係かなと思うんですが、これの金額的に交付額がかなり及ばないような金額、さっき言った4分の1の金額しか来ないとなると、やはり起債が相当大きくなる、なってくると思われるので、この辺もどこの地域をやるかとしているのか、やっているのか、その辺もできればお教えいただければと思います。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの林議員の質問でございますが、重要給水施設の交付金事業、どこを今やっているのかということでございますが、こちら平成27年度から継続事業ということで、令和2年度からも継続しているというところでございますが、本年度は、令和4年度につきましては、川辺公民館と須釜小学校の付近ということでございまして、令和5年度につきましては、役場の前、保健センター、あつうみ内科の近辺を布設替えすると。あわせて、たまかわ文化体育館も耐震化にするということでございます。

なお、平成6年、2年後につきましては、玉川第一小学校までの配水管の布設替えということで、大雷神社から学校まで布設替えということで予定をしております。失礼しました。令和6年でございます。

あと、それらに関わる財源でございますが、こちら補助対象事業費というところでございまして、採択要件に合致している部分につきましては交付金を活用しますが、その部分以外の財源不足を補うために起債の借入れ、あとは単独事業により対応するというところで考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） では、あと2年が残っている飛び地区域の更新管路延長ということで、これは四辻新田地区と考えてよろしいのですか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 四辻新田の未普及地域の解消でございますが、こちらは飛び地区域の事業で対応するというところでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 水問題については、上下水道に関しても、今回の遊水地関係で行かれる方々、移転される方々の場合にもなりますが、水道、水、現在の計画としては、上下水道がそろっているところに行くということは考えられるのですが、とてもとても戸数的には無理だと、全員が移転するのには無理なんです、それ以上に対し、それ以上の方々がどこに行くかについて分からない状況なんです、万が一、水道未普及地域に行った場合には、今のところ決定していないから分からないということなんです、それが分からないと、移転される方々はもっと分からないのではないかなと思うんですが、そのために、万が一、井戸だったら早いだろうということで井戸水を掘った場合に、井戸を掘った場合に、村としては、国のほうなり県のほうなり、村と単独での補助とか、その辺は少しは考えていただけるのでしょうか、あるいは国とかには交渉していただけるのか、分からない状況の中で答弁はちょっと難しいと思うんですが、その辺の考え方を少し教えてください。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいまの林議員のお尋ねの件でございますけれども、本当に難しいです。具体にならなければやっぱり考えられないということで、じゃ、できませんとかできますよというのは発言はできないと思うので、そういうことをご理解ください。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 水問題については、今後も相当大変な問題になってくると思いますし、下水についてもまだまだ考えられる余地はありますので、これ機会に、次のときにはまた下水、上下水道について、なおいろいろ調べていきたいと思いますので、私の質問については以上で終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（須藤利夫君） これをもって、2番、林芳子君の一般質問を終わります。

ここで休議とし、休憩といたします。なお、休憩後は午後1時から会議を開きます。

(午前11時20分)

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 石 井 清 勝 君

○議長（須藤利夫君） 一般質問を続けます。

次に、4番、石井清勝君の発言を許します。

4番、石井清勝君。

〔4番 石井清勝君登壇〕

○4番（石井清勝君） ただいま議長より許可がいただきましたので、さきに通告しておりました2点につきまして質問をいたします。

さきの9月の定例会にも移住定住ということで話した最後に、12月に再質問するということと言っておりましたので、1点目、移住定住促進について、令和3年9月定例会において、小針議員の質問の中で、現行の玉川村移住定住促進補助金交付要綱で、その中の遊水地地権者への補助金の交付は可能かという質問に対し、村長は、現時点においてはあっているのかなというふうに思いますと答弁しましたが、同要綱の第4条第2項の1号では、所有する住宅が公共事業のため収用され、当該収用に伴い、新築住宅を取得した者は交付金対象としなないものとする規定されていますことから、今回の遊水地事業による家屋移転対象者の全ての方は、交付の対象とすることはできないとも思われます。

そこで、次の1点についてお伺いします。

①現行の玉川村移住定住促進補助金交付要綱とは別に、遊水地事業による移転者の全員を対象とした新たな定住補助金の交付要綱を設定はできないか伺います。

2、定年制度について、地方公務員法の改正により、定年年齢が段階的に引き上げることになります。本村ではどのような対応をするのか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 4番、石井議員のご質問にお答えいたします。

移住定住促進についてであります。遊水地群整備計画による移転者を対象とした新たな

定住補助金交付要綱の制定につきましては、議員お質しのとおり、今回の遊水地群の整備は土地収用法に基づく事業であり、土地、住宅等に応じた適正な補償額が支払われることから、現行の移住定住促進補助金交付要綱では、同計画による移転対象物件所有者については交付対象としてはおりません。したがって、現時点においては、公平性を考慮し、国の補助等と二重交付となるような補助金交付要綱等の制度は難しいものと考えております。

なお、遊水地群整備計画により、移転を余儀なくされる皆様には、引き続き村内に定住いただけるよう、お一人お一人のご意見等をお聴きし、しっかり寄り添いながら全力で支援してまいりたいと考えております。

次に、定年延長についてであります。令和3年6月の地方公務員法の改正により、令和5年度から、地方公務員の定年年齢の段階的な引上げや、管理職として勤務する上限年齢を定める役職定年制度等が導入されることになり、福島県においても、職員の定年を現行の60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、60歳を迎えた管理職を降任させる役職定年制を導入するとともに、60歳を超えた職員の給料月額を60歳以前の7割水準に設定するなどの条例改正案を12月議会に提案することとしております。

本村におきましても、令和5年度から、職員の定年年齢を現行の60歳から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降は65歳定年とする定年延長等に係る関係条例の改正を本議会に提案しております。また、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理職については、原則60歳に到達後、課長等の管理職以外の職に就く役職定年制度を導入するとともに、60歳から定年までの職員の給料月額は、当分の間、原則7割水準といたします。さらに、60歳以降の職員の多様な生き方のニーズに対応するため、60歳に達した日以降、定年前に退職する職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用する制度を導入いたします。

定年延長により、経験豊富で知識、技術を持ち合わせたベテラン職員の雇用継続で、若手職員に対する指導、助言による人材育成とともに質の高いサービスを維持できる一方で、制度が定着する間は、年度による退職者数の増減などの影響も想定されるため、中長期的な視点に立った定員管理を行いながら、変化する社会情勢にも的確に対応できる組織経営を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） それでは、移住定住のやつの再質問をいたします。

この前の「財界ふくしま」のほうに、村長と溝井対策室長の答弁がありました。溝井室長は、1つは移転者の対応ですが、70件ほどありますが、今後の対応ですねという話を出しています。そこで、村長は、当村としては、村外に移転されて人口が減少していくことは極力避けなければなりません。人口が減り、土地も100ヘクタールもなくなるので、非常に大変な危機感を持っています。極力、村から出てほしくない。現状の住居の近くに移転していただきたいのが本音ですとなっております。これは本当の村長の言葉と思います。

我々議員としても、村外に移住されると人口が減ってしまいます。その中で、この少しでも移転者に補助的というか、あれば定住の補助金の名目でぜひお願いしたいということで、この質問をしたのですけれども、今現状では無理だということなんですけれども、実際って、移住定住は3年から5年くらいかかると思うんです。村当局として、その5年以内に考えがあるか伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま4番、石井議員のお尋ねの件でございますけれども、5年以内というのは年数の中でのお話でございますけれども、5年以内というか、現時点においては考えはそのような考えで、国のほうの交付のその中でという部分で、なおかつ村としては、しっかりとその対象になる70、およそ70世帯というふうになってはいますけれども、対応していきたいと、そのように思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 今、村長が言いましたとおり、すぐはできないと思いますけれども、実際5年後には、必ず移転の対象者がいっぱい出てくると思いますので、村当局としては、ぜひ考えていただきたいと思います。

結局、若い、今の移住定住だと若年層しかやっていないので、やっぱりこの移住って遊水地に関わる人たちのやっぱり補償してもらえれば、移住者が、定住者がというか移転者が、村にいてもいいなってくる話に出てくると思いますので、実際、今、遊水地の関係で、どこに行きたいといっても、分からないとか、どうしたらいいかというのは7割くらいだと思うんです。そして、今現状いろいろ話を聞いていますと、その遊水地の地権者もなかなかできない。そして、その移転者の人たちも、何というか、地権者みたいのもできないので、やはり情報で、村でこういう定住すれば、これだけの補償しますとか補助しますとなれば、いや、村にいてもいいなってくれるのもなると思うので、ぜひ5年以内は考えていただいて、村当局としてぜひお願いしたいと思います。

続きまして、定年制度につきましてなんですけれども、この前説明会でいただいたのですけれども、やはり定年後の制度について、課長級とかで退職されますと、その後の役職ですね、これ一応、主任主査ということになってはいますが、やっぱりその職員の適材適所というところもあるものですから、やはりそこを見ながら役職を決めながらやっていただきたいと思います。

なぜかという、県のほうでは役職定年制ということで、1年とか半年をその現職の補助役ということで提言しておりますので、やっぱり村当局も、ぜひこの5年以内には7名ですか、退職者がいるので、ここを適所、適材ということで一生懸命、今まで役職をやってきて協力してくれたから、職員もただぶん投げるのじゃなくて、ほかに行かせるのじゃなくて、やっぱり適所、適材で、ぜひ定年制を活動していただきたいなと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 石井議員のただいまのお尋ねの件でございますけれども、確かに、その年度あるいはポジション、あるいは、もちろん人にもよるのですけれども、必ずしも皆、定年で退職になって、今この役職、定年役職制を取っていった場合に、これだけの玉川村は自治体職員数しかおりませんので、今、石井議員お尋ねのとおり、困るような事態があるやには思いますので、そういうときはやっぱりケース・バイ・ケースである程度、長の自由、裁量というか、その定年でその方が辞めるのじゃなくて同じポジションでというふうな、そういう考えも当然出てくるのかなというふうには、現時点では考えています。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 今、村長の話は大変有難く思っています。なぜかという、一般の会社だと60歳から65歳と急にできるのですけれども、県の職員とか国家の場合は一年一年でやらないとできないという話なので、やはりそこを考えながら、この5年後の村の運営の仕方とかをぜひ考えながらやってほしいと思います。

それで、以上、私のほうは、この2点は、よろしく今後とも考えを、村当局で考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（須藤利夫君） これをもって、4番、石井清勝君の一般質問を終わります。

◇ 塩澤重男君

○議長（須藤利夫君） 次に、11番、塩澤重男君の発言を許します。

11番、塩澤重男君。

〔11番 塩澤重男君登壇〕

○11番（塩澤重男君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、事前に通告しておきました3点について質問させていただきます。

1つ目、少子高齢化対策について。

玉川村では、人口減少対策で各種の対策を展開していますが、人口減少が止まらないことから、より強力な施策が必要と思われます。玉川村の現状として、若者が少なく、高齢者が多い人口構成であり、特に東部地区の衰退が懸念されることから、次の3点について伺います。

- ①住宅団地造成の進捗状況について伺います。
- ②移住定住の成果と今後の取組について伺います。
- ③若者を玉川村に呼び戻す施策について伺います。

2つ目、農業振興について伺います。

ウクライナ情勢により、肥料が2倍近くに高騰しています。さらに、急激な円安から、飼料、燃料等資材も軒並み値上がりしています。担い手の高齢化、後継者不足に加え、資材価格高騰の影響から農家経営が厳しくなっており、農業離れが進み、耕作放棄地が増加することが問題であります。耕作放棄地の増加による環境や景観の悪化が心配されます。営農継続のために、村として緊急的に支援すべきと考えられることから、次の4点について伺います。

- ①令和5年度肥料購入に関して、一部助成等の緊急的な支援は何かあるのか伺います。
- ②担い手育成の施策について伺います。
- ③転作作物での成功例について伺います。
- ④農地の集積状況について伺います。

3つ目、物価高騰対策について。

ウクライナ情勢及び急激な円安から、全ての物価が上がり、生活が厳しくなっている村民も多くいます。村として、何らかの緊急支援対策が必要と思われることから、次の点について伺います。

- ①生活困窮者、低所得者への支援について伺います。

以上です。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 11番、塩澤議員のご質問にお答えいたします。

少子高齢化対策についてであります。1点目の旧須釜中学校校庭の住宅団地造成の進捗状況につきましては、宅地化に向け、7月下旬に測量設計業務を発注し、これまで順調に進捗しており、敷地の測量調査を終え、現在は設計業務に進んでおり、開発行為申請に必要な調整池や宅地の区画割、敷地内道路や公園の配置等の検討を行いながら、令和5年3月下旬の完了を目指しております。今後は、設計の概要が明確になり次第、地元の南須釜区長をはじめ、近隣住民、関係機関等への説明を行い、ご意見をいただいてまいりたいと考えております。

2点目の移住定住の成果と今後の取組につきましては、本村では、移住定住促進補助金交付要綱により、村外からの移住者や村内の45歳未満の若年層に対する住宅取得費用への補助金、さらには子育て世帯応援転入費用補助金などにより、移住や定住者への支援を行っているところであり、その成果につきましては、令和2年度から現在までの交付実績として、村外からの移住者は19件で46名の方が転入してきており、村内における若年層の転居は14件で53名が引き続き村内に居住しており、新たな居住地を選択する際に、玉川村を選んでいただくきっかけとして、当該補助金は有効な施策の一つであると認識しております。

また、今後の取組については、これらの補助制度と併せ、たまかわっ子誕生祝金支給事業やたまかわっ子子育て支援給付金事業などの充実している子育て支援施策をはじめ、道路や上下水道が整備されている質の高い生活環境の確保、空港や高速道路などの高速交通体系による利便性の確保、さらには、選ばれる要件となる仕事、教育、医療、福祉等の施策に取り組むとともに、その一つ一つの取組と優位性が伝わるようにしっかりと情報発信を行い、移住者の拡充と定住、さらには若年層の村外への流出を抑制してまいりたいと考えております。

3点目の若者を玉川村に呼び戻す施策につきましては、2点目でも答弁したように、若者や子育て世代を対象とした支援策など各種施策にしっかりと取り組むとともに、本村の持つ豊かな自然や歴史、文化、暮らし、特産品などの魅力と一緒に、その施策がしっかりと伝わるように情報発信力を強化していく必要があると考えております。

具体的には、村内における雇用の場の確保はもとより、須賀川市や白河市、郡山市やいわき市へも通勤可能な本村が持つ交通の利便性、さらには、居住の受皿となる宅地の整備と移住定住や子育ての支援など、玉川村の持つ優位性や魅力を存分に、かつ強力に発信してまいりたいと考えております。そういう中、現在取り組んでいる旧須釜中学校の教員住宅を活用したトライアルステイ実証事業や移住体験実証事業は、玉川村への移住を検討するきっかけとなるまさに有効な事業の一つであると認識しております。

さらには、スポーツツーリズムの一環として、「日本一自転車が好きな村」をコンセプトに行っているアーバンスポーツやレンタサイクル事業、先月完成したスキルパーク施設は、テレビや新聞等のマスコミに大きく取り上げられ、現在では、県内外から多くの若者や家族連れが本村を訪れるなど、交流人口の拡大につながっておりますので、この契機を確実に生かし、若者に強くアピールしながら、移住や二地域居住も含めた定住に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、農業振興についてであります。1点目の令和5年度の肥料購入に関する緊急的な支援につきましては、現在、令和5年度の予算編成作業中でありますので、詳細については今後の作業の中で決定していくこととなりますが、現在までの支援の状況については、肥料高騰緊急対策事業として、水稻経営者に対して、水田における水稻作付の場合、10アール当たり500円、水稻以外の転換作物を作付の場合は、10アール当たり1,500円の助成を行っております。また、農業者全体を対象に、肥料代を含む農業に係る経費については、10万円を上限に、10分の1を助成することとしております。

次に、2点目の担い手育成の施策につきましては、経済的支援としては、従来より実施しているビニールハウス更新事業、施設園芸参入支援事業、新技術導入支援事業等に加え、今年度は、農業機械を導入し、経営規模の拡大を進める担い手に対し、100万円を上限に機械導入費用の10分の3を助成する担い手づくり支援事業を新たに設け、支援を行っております。また、技術的支援としては、須賀川農業普及所、JA夢みなみ、そして村営農推進協議会と連携しながら継続した支援を行っております。

次に、3点目の転作作物の成功例につきましては、成功とする判断が難しいところではありますが、例えば、そこで栽培されたものを出荷し、収入を得ているものと捉えると、トマト、キュウリ等の野菜類が約3.3ヘクタール、飼料用作物が約5ヘクタール、飼料用米が約40ヘクタール、ソバが6.7ヘクタールなどとなっております。

次に、4点目の農地の集積状況につきましては、農用地利用集積計画による11月30日現在

の集積状況は357件で42万5,792平米となっておりますが、今後とも、作業効率の向上や収穫量増大による経営基盤の安定性の確保に向け、引き続き農地の集積に積極的に取り組んでまいります。

次に、物価高騰対策についてであります。生活困窮者、低所得者に対する支援につきましては、これまでに村が実施した事業といたしまして、令和3年度は、1世帯当たり6,000円のギフト券を支給した原油高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業、令和4年度は、1世帯当たり7,000円の現金を支給した物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業を実施しております。さらに、今年度は、国の支援策として、対象世帯に5万円の現金を支給する電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業を実施することとしており、12月上旬に該当すると思われる世帯に確認書を送付しており、早ければ年内に支給を開始できる見込みとなっております。

ロシアによるウクライナ侵攻による原油をはじめとする原材料の価格上昇や、円安などの影響による国内の物価上昇については、先行き不透明な状況にありますが、今後も情勢の変化や国・県の動向を注視し、新たな支援策が必要な場合には、村として速やかに対応してまいります。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 再質問させていただきます。

住宅での団地造成の件ですが、これは来年の3月ですか、完了も目指すということですが、それから移住定住のほうは、補助金の有効活用で結果が出ているというふうなことでした。また、若者を呼び戻す施策については、宅地の整備ですか、それから教員住宅を活用したい、移住の実験ですか、そういうものやっていくというふうなお話でした。

玉川村の人口ですね、調べてみますと、この10年間で約800名くらいですか、減少していますね。この1年ですけれども、令和3年の11月から今年の11月で見ましたら120人ですか、減少しています。

出生数が増えない原因として、子育てや教育でお金がかかるというのがあるようです。また、また、仕事と子育ての両立ですか、それが大変であるというふうな理由が大多数のようですけれども。若い人を増やすためにですけれども、子ども・子育て、それから教育面で、これの支援はどのような施策があるのか伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 11番、塩澤議員のお尋ねの件でありますけれども、子育て支援策でございますけれども、比較的他の自治体もやっている部分でございますけれども、先ほど言いましたけれども、子育て支援給付金あるいは誕生祝金制度、そして18歳未満の医療費の無償化は県に先駆けて、玉川村は先駆けてやったわけでございますけれども、今度は新たに給食費の助成について、令和4年度より実施しております、令和5年度これから、今、予算編成作業中なので、まだ何とも言えませんが、令和4年度実施している分については、令和5年度もぜひやっていきたいなというふうに、そういうふうに考えております。

子ども・子育て支援関係については、あと社会福祉法人でやっているクックの森の運営でございますけれども、現時点において、ゼロ歳児で若干入れないというふうな、そういう声もありますので、来年度、保育士、先生方をちょっと3名ほど採用する予定でいるというふうに聞いておりますけれども、採用して、極力そういう入所できないという方を入所できるようにしていきたいと、そういう支援策を講じております。

あと、学力の面でございますけれども、これも教育長もお話ししておりますけれども、現在は総合教育会議の中で、村と教育委員会、そして認定こども園が入りながらやる総合教育会議でございますけれども、そういう中で、やっぱり基礎学力の向上についてもしっかりと捉えて対応を検討していきたいというふうに考えています。

この前のお話の中で出たのは、ICT教育なんか出て、設備や施設は整ったけれども、それを教える人がどうなのだというふうな話があったので、そういう部分についても、現時点では、地域おこし協力隊でそういう方がいれば、ぜひ来ていただいて指導もしていただけないかということで検討していると、そのような状況で、玉川村の特色ある教育についてもしっかりと取り組んでいきたいという、そういう考えでいるところであります。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 若者向けの住宅の関係なんですけれども、宅地造成も来年3月ですか、完了を目指すというふうなことでしたけれども、もうこれ若者向けの住宅の造成ですか、そうして、そういうのを整備して若者を呼び込むという計画はできないのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 11番、塩澤議員のお尋ねの件で、若者、やっぱり何といても若い人がいないと、もちろん子供もいなくなるし、玉川村の人口減少の要因は、40歳、50歳、60歳、70歳という、その比較的中高年者はずっと現状維持ぐらいでいるのですよね。子供の数が圧

倒的に減っていくから、全体的な人口が約1,000人ほど減っているわけでありましてけれども、今、言われたように、どうすれば若者が魅力あって玉川村に来ていただけるか、そういう点はしっかりと考えながら進めていきたいと思っています。

すがまプラザに、今、先ほど言いましたが、来年の5月に調査、測量をして、いろいろ絵柄が出ると思うんですけれども、ぜひその売のような価格帯の中では、年齢で若い人には若干そういう、何というか、プレミアムと言ったら割増しなのだけれども、逆のプレミアムで割り引くというか、そういうのをつけながらやってはどうかなというのが、そういう考えもあるところがございますので、ぜひ塩澤議員にも、そういう部分でご支援していただけるかなって思っています。

そのほか、あと、やっぱり働く場所というのはよく言われますので、働く場所の確保というのも、しっかり我々受け止めていかなければならないと思いますけれども、なかなか村では工場を誘致できるような場所がないので、既存のある部分の中で企業誘致についていろいろと、村のほうで東京の方へ出た時にお話をしたりとか、あるいは企業立地セミナーの中でお話をしたりとかさせて、積極的な誘致に向けて頑張っていきたいというふうにも考えております。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 前向きな答弁でしたけれども、今、須釜中学校の跡ですか、グラウンドの跡、今、そろそろ完成に向けてやっているわけですがけれども、若い人たちで玉川村に永住する方、それには思い切って宅地を無償で譲渡というふうなことも、そういう腐心して若い人を呼び込むといえますか、人口を増やす、そのくらいのことをやらないと、なかなか増えていかないと思うんですけれども、そのような考えはどうでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま塩澤議員からの発言でございますけれども、今ここで、その発言はできないのですけれども、今、言ったような、やっぱりそういう考え方も必要だなというふうに私は考えております。今年度の終わり頃には、その方針的な部分を出せるのかなと思うんですけれども、やっぱり今、言ったように思い切った施策の中で、例えば、金額はどのぐらいになるか分らないです。金額がこのぐらいで、ただし何年以内に住宅は建ててください、移住してください、転入してくださいよという、そういう制度のつくり方をしていったりすれば、何とか村としてもよくなるのかなと。

宅地を建てれば当然、その、何だ、固定資産税とかのほうも入ってきます。あるいは、人

1人増えれば、その地方交付税、いわゆる地方交付税の算定の中で、現在算定すると約19万円ぐらい来るのです。それは毎年、交付税の中で1人当たり増えれば、そういう算定になっていますので、そういうのを総体的に考えて、どのぐらいの金額で提供したらいいか、あるいは金額で、今、塩澤議員言ったように無償のもどういうふうになるのだから、その部分も十分検討していきたいと思う、大変提案として受け入れておきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 大変前進的な意見でした。

女性から見たまちづくりのほうをやっていると思うんですけども、その若い女性の方の村に対する要望ですか、そういうものは何があったのでしょうか。それで、その要望というのは、実現、具現化というのはされたかどうか伺います。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） ただいまの塩澤議員の女性から見たまちづくり研究会の要望で実現したものということでございますが、今年につきましては、現在、フリーマーケットをすま Plazaのほうで展開しております、各家庭で不要になったものを無償とか10円とか、そういった低価格で人にお譲りするというような活動を行っております。

今年度については、まだ要望という形では提出されていないのですけれども、年度内には要望書を提出いただいて、その実現に向けて展開してまいりたいと思います。

昨年度までの要望については、若干、夕方の放送がちょっと暗いとか、そういった簡単なもので改善はしておりますが、その程度の回答でご了承いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 分かりました。

次に、高齢者のほうの対策について伺いたいと思います。

高齢化が進んでいますけれども、今、玉川村の高齢化率について伺います。現在の高齢化率はどのくらいになっているか、それから、ピークに達する2025年ですか、これの高齢化率は推定でどのくらいになるのか伺います。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの塩澤議員のご質問についてですが、現時点での高齢化率と2025年のピーク時の高齢化率ということですが、大変申し訳ございません。手元に資料がございませんので、お調べして後ほどお答えしたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 塩澤議員の高齢化率のご質問でございますが、先ほどの関連の質問でちょっと調査をしております、玉川村につきましては、11月1日現在で33.1%でございます。参考までに、石川管内ですが、石川町が38%、浅川町が35.3%、平田村が35.6%、古殿町が41.0%という結果でございます。

なお、2025年度につきましては、調べておりますので申し訳ありません。お願いします。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 管内では一番高齢化率が低いというふうな答弁でございました。33.1%。ただ、25年度には相当高くはなるとは思うんですけども、それは分かった、分かればでいいのですけれども、後でお知らせください。

さらに、この高齢者の交通事故関係について伺います。

最近、テレビ等で高齢者の交通事故、死亡事故が大変多くなっておりますけれども。高齢者が免許証の返納を、この返納のしやすい環境整備、これ村でどのような取組をしているか伺います。須賀川市なんかは市内の巡回バスですか、そういうのを回したり、石川町ではタクシー券を配ったり、あとタクシーの乗合タクシーとか利用する、この間も新聞に載っていましたが、玉川村としても何か、そのような免許返納者やそれから交通弱者、その後のために移動手段として、そういうふうに乗合タクシー利用券とか、シルバー乗合バス利用等を検討する考えがあるかないか伺います。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） それでは、ただいま塩澤議員の交通弱者、免許返納者に対する支援でございますが、議員がおっしゃられているタクシー券ですか、のこちらにつきましては、現在まだ検討の段階には入っておりません。石川町とか須賀川市で行っております巡回バスにつきましては、玉川村独自のオンデマンドバスとか、そういうものを令和5年度の予算編成時に向けて、ただいま検討している段階でございますが、実施については、まだ不透明な部分がございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 高齢化率がますます増えておきますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思っております。

次、農業振興について伺います。

肥料購入に関しまして、10分の1の助成があるというふうな答弁がいただきました。大変ありがたいことかなというふうに感じております。役に立つと思いますから。

それから、担い手の育成のほうは機械の導入ですか、10分の3の助成があるというふうな答弁でした。これも大変魅力がある制度かなというふうに思います。

転作作物では、飼料米ですか、40ヘクタール、相当な面積ですけれども、これが一番多いのかなと思いますけれども、農地の集積も相当進んでいるようですね。

農業の衰退というのは、地域の活力がなくなってくるのですよね。どこも同じですけれども後継者不足、高齢者だんだん年は取るわけですけれども、それで離農せざるを得ない状況になっていくと思います。

これらの受皿となる組織づくり、この体制づくりが必要かなというふうに考えておりますけれども、受皿ですね、この受皿としての新規就農者ですか、その数というのはいるのでしょうか。また、その新規農業者の育成というのは、どのようなことでやっているのか伺います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまご質問のありました新規就農者の件でございますが、ここ数年、ありがたいことに、本村では新規就農者が数年に1名ないし2名ぐらいずつ増えているというような状況でございます。そういった方につきましては、先ほども申し上げましたとおり、JA、普及所、そして村の営農推進協議会と一体になって技術的な支援を行うとともに、経済的支援としましては、補助金等の有効活用といったものでいろいろと支援をしながら進めているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 新規就農者があるというふうなことで、大変力強いと思っております。

どうしても中心的な役割を果たすのが認定農業者かなと思うんですけれども、この人らは、現状ですね、それと増加しているのかどうか伺います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまの認定農業者のご質問でございます。認定農業者も、やはり高齢化が進んでおまして、5年ごとに更新をしていくわけなんです、高齢化を理由に更新を断念するというような方もいらっしゃいます。現在は、

1 法人を含めて52人の認定農業者となっております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、認定新規就農者が若干ではございますが増えておりまして、その方が、次の更新の段階に認定農業者のほうに移行していただくといったことも、村のほうでは支援しておりますので、今後もそういったところも含めまして、人数が少しでも増えるような支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） この飼料米の作付、先ほど報告ありましたように40ヘクタールですか、これ大変率がいいような話がありますけれども、この飼料米の作付に関して補助金等を、今後もこれは続いていくのか、今後の見通しを伺います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 飼料用米の作付に関する補助金でございますが、現時点での我々が入手している資料では、まだ続くという情報は得ております。ただ、金額につきましては、作付面積が増えている関係で、助成金の金額については若干の変動があるというふうに聞いておりますが、詳しい内容は、今後入ってくるものと思われま

す。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） この肥料、これいろいろな価格高騰に対して10分の1ですか、の助成、今日あたりから説明というか申込み受け付けているようですけれども、この補助金交付申請書ですか、これは産業振興課ということですが、これをすまプラザとか農協の営農窓口とか、そういうところに配布することは、配置することはできないのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） こちらの受付に関しましては、当然、内容の審査ということと、あとはベースとなるものが、なるべく早い段階で支援したいというようなことで、11月の臨時議会の補正で上げさせていただいたものでございます。

内容が、令和3年の農業申告をベースに、そちらのほうで計上された農業の経費についての費用の10分の1を助成するというようなもので、当然それらに伴う添付資料というものが必要になってまいります。本人がその控えを持参いただければ大丈夫なんですけど、今のところ、その問合せ等が多いのが、そちらが手元にないといった方が多いものですから、そうい

った場合は、税務課のほうで持っている控えのほうをコピーを取っていただいて、添付していただくというようなことが現状でございます。本日から受付を集中的に行っておるような状況ではございますが、そういった関係で、1か所で大変申し訳ないのですけれども、こちらのほうにおいていただいて申請をしていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 申込書を見ますと、申込みといいますか説明書を見ますと、郵送も可というふうなことを書いてあったのですよね。だから、申請書ももらって、それに記入して、あと申告したのをコピーして添付してやれば、それで済むと思うんですけれども、それは駄目なんですか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 現在、村のホームページのほうにも申請書類はアップしてございますので、そちらのほうをダウンロードしていただいて、必要事項は全て記入していただいて、必要書類を添付していただければ、郵送でも可能ではございます。

ただ、そういったものがそろわない場合は、大変でも、おいでいただいて、それらを確認させていただきながら添付していただくというような方法でございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 分かりました。

次、3つ目の物価高騰対策、これについては先ほどの、今年度の5万円ですか、交付するというふうなことが説明ありました。この対象戸数ですが、これはどのくらいになるのか。また、これ、村の加算はあるのかどうかということ。今後、速やかに対応するとのことですが、対象戸数と、これからこれに対して村の加算措置があるのかどうか伺います。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの再質問についてお答えしたいと思います。

今年度、これから予定している国の支援策として実施する物価高騰対策の電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援支給事業の対象世帯と、あとは村の上乗せがあるのかというご質問についてですが、この事業の前段として、あなたのお宅は間違いなく住民税非課税世帯ですねという確認をするための書類を送らせていただいております。その確認書を送付させてい

ただいた世帯が、現時点で435世帯となっております。確認書が返送されてきた世帯から順次支給するというような形になっております。

村の上乗せにつきましては、ございません。県の施策の1世帯5万円という、そのままの金額となります。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） よく分かりました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（須藤利夫君） これをもって、11番、塩澤重男君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 1時56分）